



1世帯10万円給付は県内初 9月16日受付開始 「生活・暮らし支援臨時特別給付金」(市単独事業)

松戸市は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者等の負担軽減のため、地方創生臨時交付金を活用し、非課税世帯と同程度の収入でありながら、国の給付金の対象とならない住民税均等割のみ課税世帯(約5,700世帯)を対象に市独自の給付金を支給します。

本給付金については、市が対象世帯を特定し、順次、確認書(振込口座を指定する書類)を送付します。確認書の受付後は、書類審査を行い、約1カ月で申請者に給付金を振込めるよう事務を進めます。

なお、令和3年度及び4年度の2カ年分で、1世帯あたり10万円の給付は千葉県初(全国2例目)となります。

●支給対象

- ①基準日(令和3年12月10日または令和4年6月1日)に松戸市内に住民登録がある世帯
- ②国の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給対象外となった世帯の内、令和3年度及び4年度で以下のいずれかの要件を満たす人で構成された世帯
 - 住民税均等割のみ課税世帯
 - 住民税均等割のみ課税者と非課税者で構成される世帯
 - 住民税均等割非課税者のみで構成される世帯であるが、住民税均等割のみ課税者からの扶養を受けていることにより国の給付金の対象外となった世帯

●給付金額 1世帯あたり10万円

●受付期間 令和4年9月16日(金)～令和4年12月31日(土) ※消印有効

●問合わせ 松戸市臨時特別給付金事務センター(コールセンター)

☎0120-970-735(平日8時30分～17時)

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市健康福祉部健康福祉政策課生活・暮らし支援臨時特別給付金担当室

☎047-382-6814

✉ mcrintokukyufu@city.matsudo.chiba.jp